

特定の特別職の職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第17号

特定の特別職の職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

特定の特別職の職員の期末手当に関する規則（昭和47年香川県規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第1条 この規則は、香川県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（昭和59年香川県条例第13号）第4条の規定及び知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例（昭和36年香川県条例第4号）第4条ただし書の規定に基づき、議会の議員並びに知事、副知事、病院事業の管理者、<u>教育長</u>及び常勤の監査委員の期末手当の支給について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第3条 知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例第4条の規定により同条に規定する一般職の職員の例によることとされる期末手当の額（以下「期末手当の額」という。）について行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもののうち職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して人事委員会規則で定めるものに相当する職員として規則で定めるものは、知事、副知事、病院事業の管理者、<u>教育長</u>及び常勤の監査委員とする。</p> <p>2 期末手当の額について規則で定める職員の区分は、知事、副知事、病院事業の管理者、<u>教育長</u>及び常勤の監査委員とし、この区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合は、100分の20とする。</p> <p>3 期末手当の額について規則で定める管理又は監督の地位にある職員は、知事、副知事、病院事業の管理者、<u>教育長</u>及び常勤の監査委員とし、これらの職員について100分の25を超えない範囲内で規則で定める割合は、100分の25とする。</p>	<p>第1条 この規則は、香川県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（昭和59年香川県条例第13号）第4条の規定及び知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例（昭和36年香川県条例第4号）第4条ただし書の規定に基づき、議会の議員並びに知事、副知事、病院事業の管理者及び常勤の監査委員の期末手当の支給について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第3条 知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例第4条の規定により同条に規定する一般職の職員の例によることとされる期末手当の額（以下「期末手当の額」という。）について行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもののうち職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して人事委員会規則で定めるものに相当する職員として規則で定めるものは、知事、副知事、病院事業の管理者及び常勤の監査委員とする。</p> <p>2 期末手当の額について規則で定める職員の区分は、知事、副知事、病院事業の管理者及び常勤の監査委員とし、この区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合は、100分の20とする。</p> <p>3 期末手当の額について規則で定める管理又は監督の地位にある職員は、知事、副知事、病院事業の管理者及び常勤の監査委員とし、これらの職員について100分の25を超えない範囲内で規則で定める割合は、100分の25とする。</p>

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。